

## 中間試験 (2017.05.23.実施) 解説

2017.05.29. 佐藤

### I. 全体についての講評

#### 1. 全体

##### 論理的記述を行うこと。

1. 答案全体についての問題として、論理的記述のできていないものが多い。設問についての以下の講評の中で提示している単語が登場はするが、それが論理的につながっていない答案が多い。設問の1. から4. は、あくまで論理的に記述することができるために設定した設問である。関連する単語が登場することよりも、論理的に記述できていることの方が重要である。
  2. 前提として、自分の頭で考えること。丸暗記しても、論述は解答できない。どのように論理がつながっていくのかを考えてもらいたい。
  3. なお、中間試験ではいつものことではあるが、勉強せずに受験している。
- #### 2. 各設問
1. 論点は、法的論点でなければならない。講義テーマは法的論点ではない。  
他の設問と同じ配点であるのだから、しっかりと考えたうえで解答すること。
  2. 法内容の説明の「法」は、法学入門で法源として述べられたこと。  
法律条文の数字だけを書いても意味はない。中身を書かなければならない（言うまでもないことだが、中身とは、条文を書き写すことではない）。
  3. 諸説は、少なくとも講義で述べたレベルの内容は記述されていなければならない。  
講義で述べたように、説の名称だけを書いても解答にはならない。説の名称は説の内容を理解するための手がかりにすぎないので、説の内容を書かなければならない。  
説は、判断基準についての様々な考え方ですので、特定の結論が導き出されるものではない。いかなる結論となるかは、ケース・バイ・ケース。
  4. 自説の述べ方は、一回生「法学ライティング」等の講義で学習した内容が必要。
  5. わずかの新聞記事から事例についての判断などはできない
  6. 全体をみて採点した。個々の部分だけだと以下の解答例に近いことが記載されていても、他の部分から判断して、理解できていないと考えられる場合には、部分点は出していない。
- #### 3. 記述方法
1. 答案作成の前に、論理を組み立てた上で、書き始めること。
  2. 今回の中間試験で、自分のペースがつかめたと思うので、最終試験では、試験開始の最初5分間は書き始めないで、解答の構想を練る時間にあてる、などの対処を各自でとること。
  3. 情緒的な記述はダメ。  
「広い」「狭い」、「重い」「軽い」など、論理的でない記述が多くみられた。また、要件を提示する記述の中で「など」と書く、「～について」「～に関する」という記述等、ごまかそうとしている記述も見られた。
- #### 4. 書き方の訓練をしたい者がいれば対応する。

### II. 個別の問題についての講評

問題：以下の①から②の新聞記事のうちから一つを選び、次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

## ①村上ファンド事件

毎日新聞 2006年05月05日付

阪神電気鉄道労働組合の和田史雄執行委員長は4日、毎日新聞などの取材に応じた。筆頭株主の村上ファンド（村上世彰代表）から出された過半数の取締役選任を求める株主提案に対し、「断固反対」を表明した。和田委員長は「会社は単に株主利益の追求のために存在するのではない」とし、「短期的な利益を追求する村上ファンド側の役員が取締役会で過半数を占めれば、安全な公共交通を守れなくなる」と危機感をあらわにした。同時に、「不動産事業があって鉄道の安全が確保できる。切り売りを実施されれば鉄道の安全を守ることもできない。村上ファンドの経営参画には断固反対する」と強調した。また、村上ファンドが経営権を掌握して事業や資産の切り売りを行う場合、「組合員の生活が侵害される」とし、「場合によっては、争議を通じてでもその防止に全力を注がなければならない」と、ストライキなども視野に入れていることを明らかにした。

### 1. 労働法上の論点

1. 要点 : 経営干渉目的の団体交渉の法的正当性
2. 採点基準 : 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

### 2. 法状況の説明

1. 要点 : 正当な義務的団体交渉の要件（当事者、担当者、事項、態様）、判例
2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

### 3. 諸説

1. 要点 : 狭義の労働条件のみ正当、  
経営事項であっても、労働条件に関連する事項は正当  
労働内容・雇用保障への関連事項であれば正当
2. 採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

### 4. 自説

1. 要点 : 理由を示して自らの立場を選択することが最低限必要
2. 採点基準 : 理由を示して立場を選択していれば、△。説得的な理由付けができていれば、○

## ②日本赤十字社事件

朝日新聞 2009年01月14日

休日出勤時に割り増しされる手当を一方的に廃止されたことに対し、広島赤十字・原爆病院（広島市）の看護師と准看護師5人が、計約31万円の未払い手当の支払いを日本赤十字社（東京）に求める訴訟を広島地裁に起こした。13日に開かれた第1回口頭弁論で、病院側は請求の棄却を求めた。訴えによると、同病院は労働組合と締結した労働協約で、休日出勤した場合は賃金の35%を手当として上乘せると明記している。しかし昨年5月、病院は合意のないまま、協約を解約して労組へ手当の廃止を通告し、同7月末に実施した。それ以降の月収が2万～3万円減った看護師もいるという。

### 1. 労働法上の論点

1. 要点 : 労働協約終了後に規範的効力は存続するか否か
2. 採点基準 : 項目があれば、△。日本語になっていれば、○
3. コメント : 協約の債務的効力は存続するはずがない  
→厳密には、解答で「協約の効力」では不正解、「協約の規範的効力」でなければならない

### 2. 法状況の説明

1. 要点 : 労組法 16 条(規範的効力)、労組法 15 条(一方的解約が可能)、  
判例法理は労働契約解釈の要素として労働協約を考慮する
2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○
3. コメント : 一方的解約は当然可能。一方的解約が論点と考えた解答が多数あった

### 3. 諸説

1. 要点 : 協約規範が存続する説、協約内容が労働契約内容として存続する説、存続しない説
2. 採点基準 : 説が述べられているだけだと、△  
内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

### 4. 自説

2. 採点基準 : 理由を示して立場を選択していれば、△。説得的な理由付けができていれば、○